

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	豊浦町地方税賦課関連事務 評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊浦町は、地方税賦課関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

地方税賦課関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結するとともに、情報の利用等について定期的に監査を実施している。

## 評価実施機関名

豊浦町長

## 公表日

令和4年6月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税賦課関連事務
②事務の概要	<p><b>【概要】</b>            ・地方税その他の地方税に関する法律及び町税条例に基づき、納税者からの申告又は調査等により課税し徴収する。また、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。            ・納税者等からの申請に基づき、税情報から課税証明書・所得証明書等を発行する。</p> <p><b>【特定個人情報ファイルを取り扱う業務】</b>            1.納税者からの申告情報・届出及び調査等による課税管理業務            (個人町民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税)            2.収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務            3.滞納者情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理業務            4.納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理業務</p> <p><b>【事務処理の流れ】</b>            地方税その他の地方税に関する法律及び町税条例に基づく町税の賦課徴収に関する事務であって、主務省令で定めるもの。</p> <p>①納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。            ②納税者からの情報により、減免決定等の確認を行う。            ③番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携し、情報の照会及び提供をする。            ④必要に応じて納税者や申告書等の内容を調査する。            ⑤②及び③により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書を送付する。            ⑥①～④により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。            ⑦納税者が納付書により納付したことについて、金融機関等からの領収済通知書により確認する。            ⑧納付額が課税額より多い場合は超過額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。            ⑨納税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認を行う。            ⑩⑨に係る納税証明書を発行する。            ⑪賦課情報に基づき、申請に応じて課税・所得・評価等の証明書を発行する。            ⑫納税者からの納付が無い場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。            ⑬督促した納税者から納付が無い場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。</p>
③システムの名称	①個人住民税システム ②確定申告システム ③地方税ポータルシステム ④国民健康保険税賦課システム ⑤固定資産税システム ⑥軽自動車税システム ⑦収納管理システム ⑧滞納管理システム ⑨統合宛名システム ⑩家屋評価システム
2. 特定個人情報ファイル名	
①個人住民税情報ファイル ②確定申告情報ファイル ③地方税情報ファイル ④国民健康保険税賦課情報ファイル ⑤固定資産税情報ファイル ⑥軽自動車税情報ファイル ⑦収納管理情報ファイル ⑧滞納管理情報ファイル ⑨統合宛名情報ファイル ⑩家屋評価情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の16の項</p> <p>■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条</p> <p>■番号法第9条第2項</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>■番号法19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) 【別表第二における情報照会の根拠】 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (27の項)</p> <p>■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 【情報照会】第20条</p>	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	町民課	
②所属長の役職名	町民課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	豊浦町(総務課) 北海道虻田郡豊浦町字船見町10番地 0142-83-1403	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	豊浦町(町民課) 北海道虻田郡豊浦町字船見町10番地 0142-83-1404	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム、確定申告システム、地方税ポータルシステム、国民健康保険税賦課システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名管理システム	個人住民税システム、確定申告システム、地方税ポータルシステム、国民健康保険税賦課システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、収納管理システム、滞納管理システム、統合宛名システム、家屋評価システム	事後	R2年度家屋評価システム導入による追加
令和4年4月30日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	個人住民税情報ファイル、確定申告情報ファイル、地方税情報ファイル、国民健康保険税賦課情報ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、収納管理情報ファイル、滞納管理情報ファイル、宛名管理情報ファイル	個人住民税情報ファイル、確定申告情報ファイル、地方税情報ファイル、国民健康保険税賦課情報ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、収納管理情報ファイル、滞納管理情報ファイル、統合宛名情報ファイル、家屋評価情報ファイル	事後	R2年度家屋評価システム導入による情報ファイル追加
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一項番16.17.30並びに地方税法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の16の項</li> <li>■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条</li> <li>■番号法第9条第2項</li> <li>■(豊浦町)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第29号。以下「条例」という。)第4条</li> </ul>	事後	
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二項番1、27、28、29、42、44、45、46、63、64、65、107	<ul style="list-style-type: none"> <li>■番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二【別表第二における情報提供の根拠】第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)</li> <li>【別表第二における情報照会の根拠】第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</li> <li>■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)【情報提供】第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条</li> </ul>	事後	
平成30年5月21日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	町民課長 長谷部 晋	町民課長	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>■(豊浦町)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第29号。以下「条例」という。)第4条</li> </ul>	削除	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>■番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)</p> <p>～中略～</p> <p>■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 【情報照会】第20条</p>	<p>■番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)</p> <p>～中略～</p> <p>■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 【情報照会】第20条</p>	事後	
令和1年6月1日	IVリスク対策		様式追加	事後	
令和4年6月1日	II-1	令和1年6月1日時点	令和4年4月30日時点	事後	
令和4年6月1日	II-2	令和1年6月1日時点	令和4年4月30日時点	事後	